

投資信託の補完説明書

本説明書は、お客様が楽天証券との間で行う投資信託の取引について、その取引概要や販売会社である当社の概要、及び、手数料等をご理解いただくため、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に従い説明する「目論見書補完書面」です。

投資信託の取引にあたっては、目論見書及び本説明書の内容をよくお読みください。

○クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しましては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用対象とはなりませんので、ご注意ください。

○手数料など諸費用について

当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします。（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）
- ・この「取引報告書」の内容は、必ずご確認ください。万一、記載内容に相違しているときは、速やかに当社のカスタマーサービスセンターへご連絡ください。

当社の概要

商号等	楽天証券株式会社（金融商品取引業者）関東財務局長(金商)第 195 号、商品先物取引業者
本店所在地	〒107-0062 東京都港区南青山 2-6-21
加入協会	日本証券業協会
資本金	19,495 百万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	1999 年 3 月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

楽天証券カスタマーサービスセンター

フリーダイヤル：0120-41-1004

携帯電話から：03-6739-3333(通話料有料)

受付時間 平日8:30～17:00（土日祝・年末年始を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号 : 0120-64-5005 (FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間 平日 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)

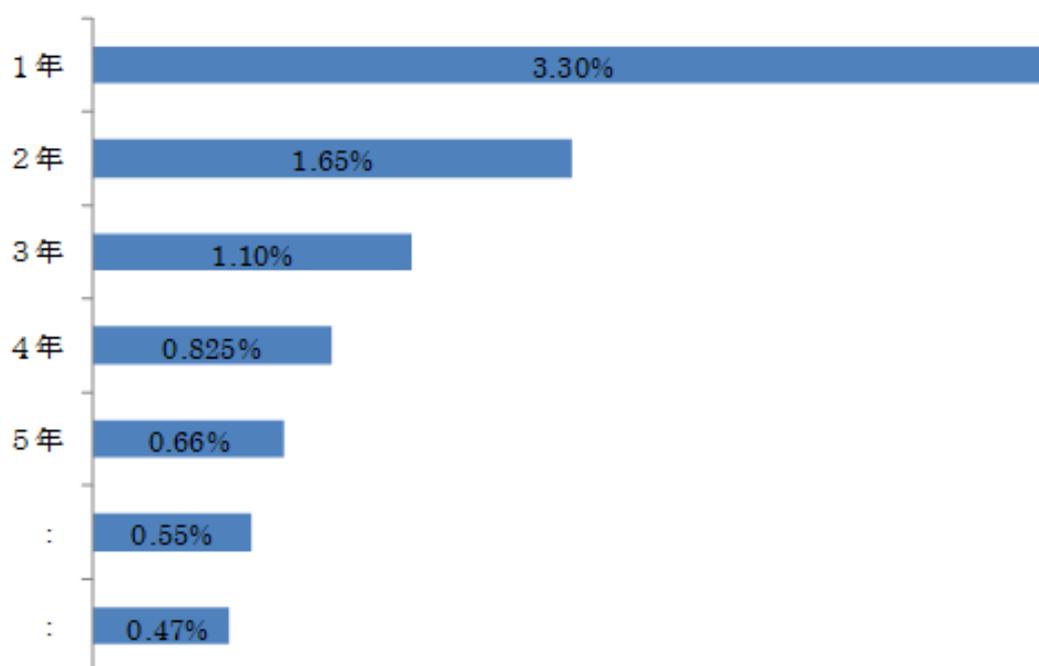
買付手数料に関するご説明

■投資信託の買付手数料は買付時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、買付手数料が3.30%（税込）の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、買付手数料を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。投資信託をお買付いただいた場合には、上記の買付手数料のほか、ファンドの管理費用（含む信託報酬）やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。

【投資信託に係る当社お買付手数料について】

楽天証券で投資信託をご購入いただく際のお買付手数料は次の方法により計算します。
ただし、当社が取り扱う投資信託の買付手数料は、IFA（金融商品仲介業）の一部お客様を除き無料となります。

<金額指定でお買付いただく場合のご注意点>

(例) 買付手数料率3.30% (税込) のファンドを買付手数料込で100万円分お買付いただく場合

買付金額100万円全額が当該投資信託の買付金額となるものではありませんので、ご注意ください。

$$\begin{aligned}\text{買付手数料 (a)} &= 1,000,000\text{円} \div (1+3.30\%) \times 3.30\% = 31,945\text{円} \\ \text{ファンド買付額(b)} &= 1,000,000\text{円} - 31,945\text{円(a)} = 968,055\text{円} \\ \text{お支払総額(c)} &= 31,945\text{円(a)} + 968,055\text{円(b)} = 1,000,000\text{円}\end{aligned}$$

(例) 買付手数料率3.30% (税込) のファンドを買付手数料 (税込) 別で100万円分お買付いただく場合

買付金額100万円に加えて、買付手数料 (税込) が別途必要となりますので、ご注意ください。

$$\begin{aligned}\text{お支払総額 (買付手数料込) (a)} &= 1,000,000\text{円} \times (1+3.30\%) = 1,033,000\text{円} \\ \text{買付手数料(b)} &= 1,033,000\text{円(a)} - 1,000,000\text{円} = 33,000\text{円}\end{aligned}$$

<口数指定でお買付いただく場合のご注意点>

**(例) 買付手数料率3.30%(税込)、基準価額 (1口当たり) 10,000円のファンドを100口分
お買付いただく場合**

口数指定の買付手数料は、買付金額 (約定日の基準価額×買付口数) に、買付手数料率を乗じて次のように計算します。

$$\begin{aligned}\text{ファンド買付額(a)} &= 10,000\text{円} \times 100\text{口} = 1,000,000\text{円} \\ \text{買付手数料(b)} &= 1,000,000\text{円(a)} \times 3.30\% = 33,000\text{円} \\ \text{お支払総額 (c)} &= 1,000,000\text{円} + 33,000\text{円} = 1,033,000\text{円}\end{aligned}$$

※IFAのお客様に適用される買付手数料率はファンドによって異なります。ファンドごとの買付手数料率は、銘柄詳細ページおよびログイン後のお申込画面でご確認いただけます。

毎月分配型または通貨選択型投資信託に係るご留意事項

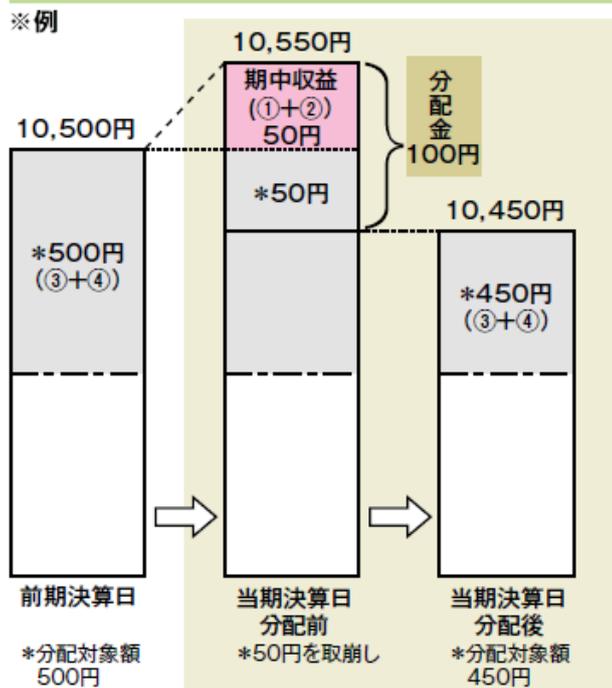
○収益分配金に関するご留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

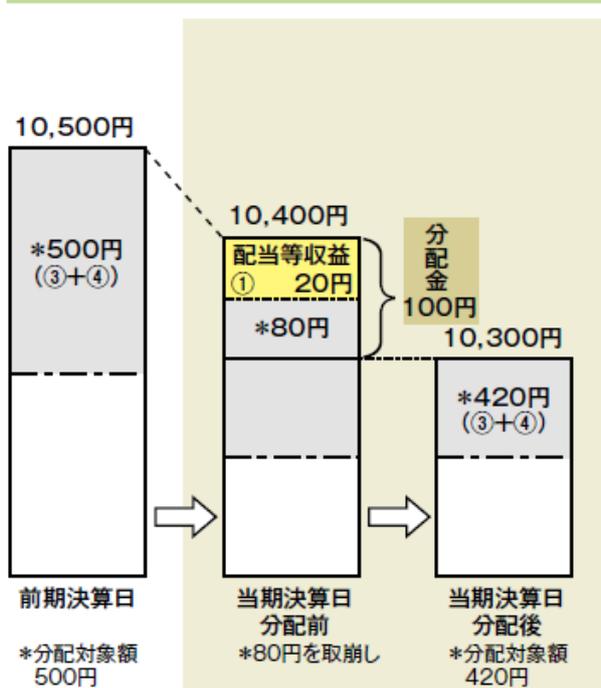
○計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また分配金の水準が、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(前期決算から基準価額が上昇した場合)



(前期決算から基準価額が下落した場合)



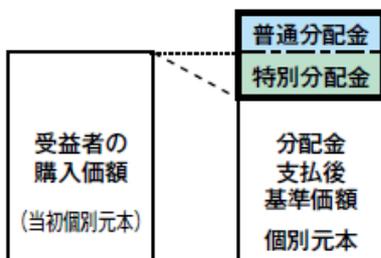
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

○分配金の元本払い戻しについて

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

(分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合)



※特別分配金は実質的に元本の一部払い戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、特別分配金部分は**非課税扱い**となります。

(分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合)



○普通分配金と特別分配金について

普通分配金とは、個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

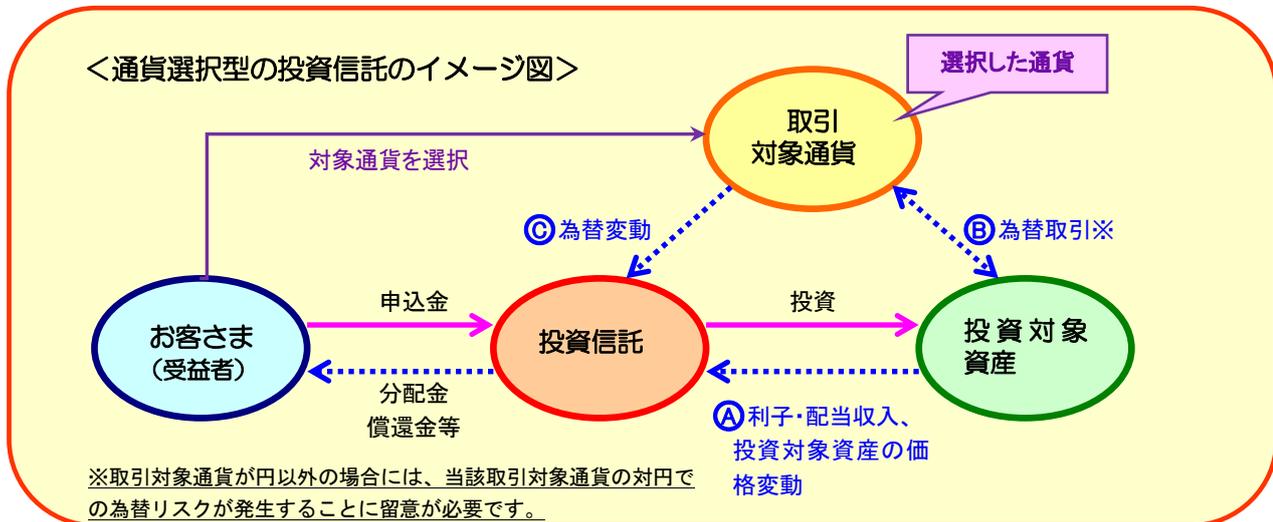
特別分配金とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

通貨選択型投資信託の収益/損失に関するご説明

○通貨選択型投資信託とは

通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

<通貨選択型の投資信託のイメージ>



- ▶ 通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。
- ▶ 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。
これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

① 投資対象資産による収益 (上図①部分)

- ・ 投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、基準価額の上昇要因となります。
- ・ 逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、基準価額の下落要因となります。

② 為替取引によるプレミアム収益 (金利差相当分の収益) (上図②部分)

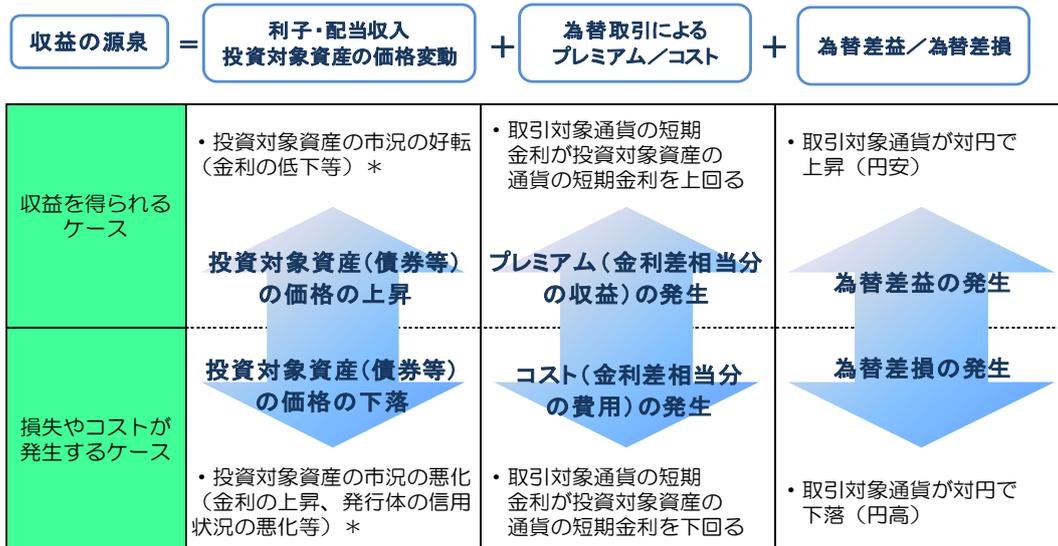
- ・ 「選択した通貨」(コース)の短期金利が、投資信託の「投資対象資産の通貨」の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「為替取引によるプレミアム (金利差相当分の収益)」が期待できます。
- ・ 逆に、「選択した通貨」(コース)の短期金利のほうが低い場合には、「為替取引によるコスト (金利差相当分の費用)」が生じます。
- ・ なお、「選択した通貨」と「投資対象資産の通貨」が同一通貨の場合、為替取引によるプレミアム (金利差相当分の収益) や為替取引によるコスト (金利差相当分の費用) は発生しません。
※新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

③ 為替変動による収益 (上図③部分)

- ・ 上図②部分とは異なり、上図③部分については為替取引を行っていないため、「選択した通貨」(円を除く。以下同じ)の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- ・ 「選択した通貨」の対円レートが上昇(円安)した場合は、為替差益を得ることができます。
- ・ 逆に、「選択した通貨」の対円レートが下落(円高)した場合は、為替差損が発生します。

これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。

○通貨選択型投資信託の収益源



* 投資対象資産の価格の上昇/下落の要因は、資産の種類(債券、株式、不動産等)により異なります。

※通貨選択型の投資信託が実質的に投資を行う「ハイ・イールド債」や「新興国債券」等の投資対象資産に関する投資リスクについては、目論見書その他の資料でご確認いただくかカスタマーサービスセンターまでお尋ねください。その他、本リーフレットに記載された文言等、ご不明な点がございましたら、カスタマーサービスセンターまでお尋ねください。

(2024年7月)